

## 介護職員等特定処遇改善手当の支給について（2019年10月～）

「新しい経済政策パッケージ」 H29.12.8

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

※月額8万円の根拠・公費1000億円+事業費1000億円÷経験・技能のある職員約20万人=100万円/年=月額8.333万円

### ★特定処遇改善加算の取得条件

- ①現行の処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ②職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

※介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めるものである。

### ★賃金改善の対象となるグループ

#### a. 経験・技能のある介護職員（障害福祉人材）

以下の要件に該当するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業所の裁量で設定する。

介護サービス	障害福祉サービス
介護福祉士	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの有資格者、または心理指導担当職員、サービス管理責任者、児童発達支援管理者、サービス提供責任者

#### b. 他の介護職員（障害福祉人材）

経験・技能のある介護職員（障害福祉人材）を除く介護職員（障害福祉人材）をいう。

#### c. その他の職員

介護職員（障害福祉人材）以外の職員をいう。

### ★事業所における配分方法（配分におけるルール）

- ・ aの経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、処遇改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。
- ・ aの経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、bの他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
- ・ bの他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、cのその他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上であること。
- ・ cのその他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。また、賃金が既に年額440万円を上回る職員は、特定処遇加算の対象とならない。

※a : b : cの配分比率は、「4 : 2 : 1」に設定しなければならない。

## ★法人としての対応

- ・法人としての特定処遇加算及び賃金改善方法は、国の通知どおりの対応とする。
- ・特定処遇改善計画書の届出は、介護サービス、障害福祉サービス毎の一括した届出とする。
- ・賃金改善方法は、3月に年度末手当(賞与)として一括支給とする。(現行の処遇改善一時金とは別途に支給)

## ★法人の特定処遇加算見込額及び賃金改善見込額（注1）

介護サービス			障害福祉サービス				
<特定処遇加算見込額>			<特定処遇加算見込額>				
	加算率	加算額合計		加算率	加算額合計		
・ふくしあ	2.7%	1,686,420 円	・からまつ園	1.9%	3,315,875 円		
・一味園	2.7%	1,702,620 円	・こぞくら園	1.9%	1,767,760 円		
合計		<u>3,389,040 円</u>	・なんぶ～香房	2.0%	677,200 円		
			合計		<u>5,760,835 円</u>		
<賃金改善見込額>			<賃金改善見込額>				
	人数	1人当たり	支給額合計		人数	1人当たり	支給額合計
・技能・経験	14人	(@120,000)	1,680,000 円	・技能・経験	20人	(@124,000)	2,480,000 円
・他の介護職	23人	(@ 60,000)	1,380,000 円	・他の介護職	50人	(@ 62,000)	3,100,000 円
・その他職員	12人	(@ 30,000)	360,000 円	・その他職員	6人	(@ 31,000)	186,000 円
合計	48人		<u>3,420,000 円</u>	合計	76人		<u>5,766,000 円</u>
			※非該当職員 7人				※非該当職員 9人

注1：現段階での介護報酬見込額より特定処遇加算額を算定しているため、介護報酬額の増減により賃金改善額も変動します。従って、支給額についても変更はあります。

## ★職場環境等要件（平成20年10月から現在までに実施した事項）

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</li> <li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエンダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入</li> <li>・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護(障害福祉)サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>・職員の増員による業務負担の軽減</li> </ul>

※見える化として、法人ホームページ及び介護(障害)サービス情報公表制度並びに各事業所の掲示板において、取り組み内容を掲載します。

## ★法人の今後の方向性について

今年度の介護職員等特定処遇加算における賃金改善額は、3月に一時金として一括支給とするが、今後、特定処遇改善加算の賃金改善の考え方は安定的な処遇改善を図ることが重要とされていることから、次年度においては、国の方針等を踏まえて考慮したい。また、介護サービスと障害福祉サービスの「経験・技能のある職員」の定義に不透明さがあることや給与体系の均衡を保つために、次年度に向けて更に共通した賃金改善計画を新たに検討するものとする。